

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 F A Q (仙台市)

(第5期：令和3年4月5日午後8時から令和3年5月6日午前5時 実施分)

<特によくあるお問い合わせ>

質問	更新	頁
Q 特 1. 第4期の協力金と今回の協力金の支給要件の違いは何ですか。		1
Q 特 2. 仙台市内で複数の飲食店を運営していますが、全ての店舗で要請に協力しないと対象になりませんか。		1
Q 特 3. 申請に必要な宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はどのようにして入手できますか。		1
Q 特 4. パソコンやスマートフォンを持っておらず、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」申請を頼める人もいないのですがどうしたらよいですか。		2
Q 特 5. 宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」を既已取得し掲示していますが、今回改めてポスターを取得する必要はありますか。		2
Q 特 6. 協力金の金額（算定方法）を教えてください。		2
Q 特 7. 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」と今回の協力金を併給することは可能ですか。	○	3

質問	更新	頁
Q1. 協力金の申請方法について、教えてください。	○	4
Q2. 申請書はどこでもらえますか。	○	4
Q3. 申請書に必要な書類は何ですか。	○	4
Q4. 協力金の支給要件を教えてください。		4
Q5. 本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか。		4
Q6. 大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、個人事業主は、協力金の対象となりますか。		5
Q7. 申請できる施設(店舗)の数に上限はありますか。		5
Q8. 協力金はいつ支給されますか。	○	5

Q9. 従前から酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。		5
Q10. 店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。		5
Q11. イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。		5
Q12. 時短営業要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象となりませんか。		5
Q13. 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。		5
Q14. 午後7時まで営業している店舗が午後6時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。		6
Q15. 午後8時を超えて営業している店舗が、午後8時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみに切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。		6
Q16. これまで酒類を提供している店舗が対象期間に酒類の提供（酒類を器に注いで提供）を終日取り止め、午後8時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。		6
Q17. 午後7時を超えて酒類を提供している店舗が酒類の提供（酒類を器に注いで提供）を午後7時までに短縮し、午後8時から午前5時までの間、酒類の提供（酒類を器に注いで提供）を行わずに営業を継続する場合、協力金の対象となりますか。		6
Q18. 時短要請以前より新型コロナウイルス感染症対策により、自主的に時短営業又は休業をしている場合は協力金の対象となりますか。		6
Q19. 営業時間が午後8時までの酒類を提供している店舗が酒類の提供（酒類を器に注いで提供）を午後7時までに短縮し、午後8時に閉店した場合は、協力金の対象となりますか。		6
Q20. 仙台市内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。		7
Q21. 店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。		7

Q22. 午後9時までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことをいいますか。		7
Q23. 時短営業要請に応じて午後8時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。(例：午後7時から午後11時⇒午後5時から午後8時など)		7
Q24. 飲食店営業許可証の有効期限が切れているが申請できますか。		7
Q25. 飲食店営業許可証の有効期限が切れており、現在更新申請中ですが、申請できますか。		7
Q26. ひとつの施設(店舗)を共同経営(使用)している場合、それぞれ申請できますか。		8
Q27. 24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。		8
Q28. 協力金申請にあたって宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はいつまでに掲示が必要ですか。		8
Q29. ホテル・旅館、フードコート内の飲食店、キッチンカー等は協力金の対象となりますか。		8

Q 特 1. 第4期の協力金と今回の協力金の支給要件の違いは何ですか。

仙台市を対象とした「まん延防止等重点措置」による営業時間短縮要請に伴い、当初、令和3年3月25日午後9時から4月12日午前5時までとしていた第4期の営業時間短縮の協力要請を令和3年4月5日午前5時で終了し、第5期は対象施設を飲食店全般に拡大し、時間を1時間繰り上げた上で、4月5日（月）午後8時から5月6日（木）午前5時まであらためて、営業時間短縮の協力要請を行うものです。（Q4参照）

Q 特 2. 仙台市内で複数の飲食店を運営していますが、全ての店舗で要請に協力しないと対象になりませんか。

仙台市内の全対象店舗において要請に協力していただかなければ協力金を支給できません。1つでも要請に協力いただけない店舗がある場合は協力金の支給はできませんので、仙台市内の全対象店舗での時短営業に協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止という趣旨を踏まえ、仙台市内で複数店舗を運営している場合には、全ての店舗での時短営業にご協力をお願いするものです。

Q 特 3. 申請に必要な宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はどのようにして入手できますか。

ポスターの取得には、ポスターの利用規約への同意とチェックリストに定める感染防止対策を実施することが必要です。

具体的には、下記の宮城県ホームページより、利用規約を確認の上同意する旨、及び実施した感染防止対策についてチェックリストに入力し、電子申請を行うと、ポスターのデータをダウンロードできますので、印刷してご利用願います。

不明の点は、宮城県食と暮らしの安全推進課にお問い合わせ願います。

（022-211-2643。平日午前9時から午後5時まで。）

なお、ポスターの入手に時間がかかる等の理由から、要請期間開始までに、ポスターの掲示が間に合わなかった場合でも、協力金の申請は可能ですが、遅くとも、協力金の申請時点までに、掲示を行ってください。

ホームページ URL

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kansenboushisengen.html>



Q 特 4. パソコンやスマートフォンを持っておらず、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」申請を頼める人もいないのですがどうしたらよいですか。

県の電子申請システムにより申請してもらうのが原則ですが、協力金の対象事業者については、電子申請システムと同じ内容の申込書を記入してもらい、対策の実施を確認した上で、A4サイズのを2枚渡していますので、県の食と暮らしの安全推進課（行政庁舎13階南側，受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）までお越しになるか、郵送により食と暮らしの安全推進課宛て申込書を送付願います。

Q 特 5. 宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」を既に取得し掲示していますが、今回改めてポスターを取得する必要はありますか。

ポスターを既に取得しており掲示している場合は、改めてポスターを申請し取得する必要はありません。以前取得したポスターをそのまま掲示願います。

なお、電子申請が利用できないため県庁への来庁により印刷したポスターを取得した方で、ポスターが破損してしまった等の理由で改めて印刷したものが必要な場合は、恐れ入りますが県の食と暮らしの安全推進課（行政庁舎13階南側，受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）までお越し願います。

Q 特 6. 協力金の金額（算定方法）を教えてください。

協力金の申請は事業者ごとに行いますが、協力金の額は施設（店舗）ごとに算出します。1施設（店舗）あたりの金額（算定方法）は以下のとおりです。

① 中小企業者

- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円以内の場合
・・・124万円（4万円/日×31日）
- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円～25万円の場合
・・・（1日当たりの売上高の4割）×31日
- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が25万円以上の場合
・・・310万円（10万円/日×31日）

※売上の減少が著しい中小企業者は、②の算定方法を選択することも可能です。

② 大企業

- ・（前年度又は前々年度と比較した今年度の1日当たり売上高の減少額）×4割×31日（上限620万円）

※1日当たりの協力金の単価の算定にあたっては、千円単位に切り上げます。

例（中小企業）：1日の売上げ130,500円×0.4=52,200円

⇒1日当たりの協力金53,000円

例（大企業）：1日当たりの売上高の減少額300,500円×0.4=120,200円

⇒1日当たりの協力金121,000円

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮後の日数に応じて協力金の支給額も変更になります。

※従前より、午前5時から午後8時までの範囲で営業している施設は、営業時間短縮の協力要請の対象外となり、協力金の申請はできません。(ただし、午後7時以降に酒類の提供を行っている場合は、酒類の提供を午後7時までに短縮すれば協力金が支給されます。)

※売上高の具体的な算出方法の詳細は[仙台市ホームページ \(外部サイトへリンク\)](#)で後日発表させていただきます。

Q 特 7. 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」と今回の協力金を併給することは可能ですか。

今回の営業時間短縮要請に係る協力金の支給にあたっては、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の受給の有無は問いません。

しかし、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」については、都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金とは併給できない場合がありますので、詳細については下記の相談窓口にお問い合わせをお願いします。

(※今回の営業時間短縮要請に係る協力金は、この交付金を活用しています。)

一時支援金相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口

【電話：0120-211-240 (受付時間：8:30~19:00)】

申請サポート会場 仙台市青葉区春日町7-32 パセオビル3F

国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html

Q1. 協力金の申請方法について、教えてください。

協力金の申請は、要請期間終了後に仙台市で受け付けます。申請の受付開始日や申請書類等の詳細は、[仙台市ホームページ（外部サイトへリンク）](#)をご覧ください。

Q2. 申請書はどこでもらえますか。

申請の受付開始日や申請書類等の詳細は、[仙台市ホームページ（外部サイトへリンク）](#)をご覧ください。

Q3. 申請書に必要な書類は何ですか。

申請書類等の詳細は、[仙台市ホームページ（外部サイトへリンク）](#)をご覧ください。

Q4. 協力金の支給要件を教えてください。

協力要請の対象区域及び対象施設（店舗）で、対象期間のすべての日において協力要請に全面的にご協力いただいた場合に支給対象となります。

【対象期間】令和3年4月5日（月）午後8時から

令和3年5月6日（木）午前5時まで

【対象施設】食品衛生法の営業許可を取得している飲食店（カラオケ店、バー等含む）

【対象区域】仙台市全域

【要請内容】午前5時から午後8時までの時間短縮営業

※酒類の提供は午前11時から午後7時までとする。

※従前から、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外（ただし、午後7時以降に酒類の提供を行っている場合は要請の対象となります。）

【その他】①営業に当たり、ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底しており、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」を取得及び掲示等していること。

②対象施設（店舗）において、営業に関する必要な許認可等を取得していること。

※なお、過去の協力要請に応じていなくても、今回の協力要請期間中、協力要請に応じて、時間短縮営業に全面的にご協力いただいた場合、交付要件の全てを満たしていれば、今回の協力金の支給対象となります。

Q5. 本社は県外にありますか、協力金の対象となりますか。

対象区域に対象施設（店舗）を有し、感染防止対策を含め、協力要請に全面的にご協力いただいた場合には、対象になります。

Q6. 大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、個人事業主は、協力金の対象となりますか。

食品衛生法の営業許可を取得している飲食店を運営するなど要件を満たせば、協力金の対象となります。

Q7. 申請できる施設（店舗）の数に上限はありますか。

上限はありません。

Q8. 協力金はいつ支給されますか。

支給日は未定です。申請の受付開始日や申請書類等の詳細は、[仙台市ホームページ（外部サイトへリンク）](#)をご覧ください。

Q9. 従前から酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。

食品衛生法上の営業許可を取得しているカラオケ店は時短営業要請の対象となるため、その場合には協力金の対象となります。

Q10. 店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。

時短要請の対象となる店舗で、店舗内の一部のスペースのみ時短営業しても、時短営業要請に対応したことにならず、協力金の対象となりません。

Q11. イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。

イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは物販店舗であり、飲食物の提供を行う飲食店ではないので、時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q12. 時短営業要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象となりませんか。

時短営業要請の全期間について時短営業した場合に限り協力金の対象となります。

Q13. 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。

時短営業要請の対象となる店舗が、時短営業ではなく休業した場合も協力金の対象となります。

Q14. 午後7時まで営業している店舗が午後6時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。

通常、午後8時から午前5時の間に営業していない店舗は時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q15. 午後8時を超えて営業している店舗が、午後8時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみに切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。

時短要請の対象となる店舗で、午後8時から午前5時の間、店内営業を行っていない場合は、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。

Q16. これまで酒類を提供している店舗が対象期間に酒類の提供（酒類を器に注いで提供）を終日取り止め、午後8時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。

協力金の対象となります。ただし、酒類の提供は午後7時までとなります。

Q17. 午後7時を超えて酒類を提供している店舗が酒類の提供（酒類を器に注いで提供）を午後7時までに短縮し、午後8時から午前5時までの間、酒類の提供（酒類を器に注いで提供）を行わずに営業を継続する場合、協力金の対象となりますか。

午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮していただく必要がありますので、酒類の提供（酒類を器に注いで提供）のみ午後7時までとしても、協力金の対象とはなりません。

Q18. 時短要請以前より新型コロナウイルス感染症対策により、自主的に時短営業又は休業をしている場合は協力金の対象となりますか。

協力要請期間以前から、通常午後8時から翌朝5時を含む時間帯に営業していた実績があり、新型コロナウイルス感染症対策として現在時短営業又は休業している場合は対象となります。自主的な時短営業又は休業を告知したお知らせなど、以前午後8時から翌朝5時を含む時間帯に営業し、現在は時短営業又は休業していることを確認できるものを提出してください。なお、新型コロナウイルス感染症対策とは関係ない自主的な時短営業又は休業の場合は対象外となります。

Q19. 営業時間が午後8時までの酒類を提供している店舗が酒類の提供（酒類を器に注いで提供）を午後7時までに短縮し、午後8時に閉店した場合は、協力金の対象となりますか。

協力金の対象となります。

Q20. 仙台市内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。

仙台市内に複数店舗を有している場合、要請の対象となる全ての店舗について、時短営業にご協力をいただいた場合に限り、支給対象となります。その場合、店舗数に応じて協力金額を算定します。なお、申請に当たっては、時短営業した店舗を一括して申請していただく予定です。(Q特2参照)

Q21. 店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

令和3年4月4日以前から時短営業要請の対象となる店舗をオープンしていて、午後8時から午前5時の間に営業していた実績がある場合、協力金の対象となります。

Q22. 午後8時までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことをいいますか。

午後8時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後8時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。加えて、午後7時以降に酒類の提供を行っている場合は、酒類の提供を午後7時までに終了させる必要があります。また、テイクアウトやデリバリーのための営業は午後8時以降も可能です(Q16参照)

Q23. 時短営業要請に応じて午後8時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。

(例：午後7時から午後11時⇒午後5時から午後8時など)

今回の要請は、午後8時から午前5時までの営業時間を短縮していただくことが目的です。よって、全体の営業時間を早い時間にシフトするなど、営業時間の長さは変えない場合でも、時短営業要請の対象となる店舗で午後8時から午前5時までの間に営業を行わなければ、協力金の対象となります。

Q24. 飲食店営業許可証の有効期限が切れているが申請できますか。

申請できません。

Q25. 飲食店営業許可証の有効期限が切れており、現在更新申請中だが、申請できますか。

要請期間中に営業可能であることが分かる許可証を入手して添付してください。

Q26. ひとつの施設（店舗）を共同経営（使用）している場合、それぞれ申請できますか。

原則としてひとつの施設（店舗）に対して1申請となるため、双方協議の上、どちらか一方の運営者が申請してください。

ただし、それぞれが個別に営業許可証を取得して、異なる曜日・時間で屋号や業種をわけて営業を行っている場合は、営業許可毎にそれぞれ申請が可能です。

Q27. 24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。

令和3年4月5日の午後8時から令和3年5月6日の午前5時までの期間、毎日（31営業日）午前5時から午後8時の範囲で営業を行っていたら対象となります。（ただし、午後7時以降に酒類の提供を行っている場合は、酒類の提供を午後7時までに短縮すれば協力金が支給されます。）

Q28. 協力金申請にあたって宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はいつまでに掲示が必要ですか。

入手に時間がかかるなどの理由から要請期間開始時までに掲示が間に合わなかった場合でも協力金の申請は可能ですが、早めの取得をお願いします。おそくとも申請時点において掲示されていることが条件となります。

Q29. ホテル・旅館、フードコート内の飲食店、キッチンカー等は協力金の対象となりますか。

ホテル・旅館、フードコート内の飲食店は原則対象となります。

キッチンカーは、原則、対象外となりますが、例外として対象となる場合があります。詳細については、別表を御確認ください。

別表（Q29関係）		
協力金の支給対象確認表（仙台市全域）		
<p>※従前から午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は対象外です。ただし、午後7時以降に酒類の提供を行っている場合は要請の対象となります。</p>		
店舗の形態	協力金の対象	対象・対象外となる理由等
ホテル・旅館（ホテル・旅館内の飲食店含む）	○	原則、対象。ただし、共有の飲食スペースがない場合は対象外。
フードコート内の飲食店	○	原則、対象。
スーパーやコンビニでイートインスペースがある店舗	×	物販店舗であり、飲食物の提供を行う飲食店ではないので対象外。
キッチンカー	× (△)	客が入る飲食スペースを有していないため、テイクアウトや物販店舗と同様に対象外。 ただし、次に該当する場合は、対象となる可能性があります。 ①契約等に基づき使用権限を有するイートインスペースがある。 ②要請前日以前から開業しており、要請期間において、対象区域で道路の占有許可等により常設され施設性を有することが確認できる。
テイクアウト	×	客が入る飲食スペースを有していないため対象外。
デリバリー	×	客が入る飲食スペースを有していないため対象外。